

令和 4 年 第 7 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 4 年 7 月 11 日（月）

午後 2 時 00 分から午後 3 時 03 分

場所：不知火防災拠点センター

研修室 1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	欠	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
欠	欠	田中 起代登
欠	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

吉田 次一

農地利用最適化推進委員

村田 彰

河野 公明

上村 君博

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 39 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 7 議案第 40 号 空き家に付随した農地の指定申請について

日程第 8 議案第 41 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 4 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。今年の梅雨は、6 月で梅雨明けし、雨が少ないということで心配していましたが、7 月に入りまして台風 4 号が雨をもたらし先日は雷交じりの雨が降りました。私は柑橘を作っているのですが助かっております。また、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。暑い中ではございますけれども三密を避けマスク着用をお願いします。安倍元総理が狙撃され亡くなられたということで、農業委員会としましてもお悔やみを申し上げます。

それでは早速、審議に入りたいと思います。

議 長 これより令和 4 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 正垣委員、2 番 田口委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 36 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 7 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号 1 番は、	三角 4	村山委員より
	申請番号 2 番は、	三角 5	五嶋委員より
	申請番号 3 番は、	3 番	中山委員に代わりまして
		三角 5	五嶋委員より
	申請番号 4 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 5 番及び 6 番は、	松橋 5	上村君博委員に代わりまして
		7 番	本崎委員より
	申請番号 7 番は、	松橋 4	田中委員より
	申請番号 8 番は、	6 番	本郷委員より
	申請番号 9 番は、	12 番	城塚委員より

それぞれ説明を求めます。

村山推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は数十年来のお付き合いをされています。農業に従事する人数、機械の所有状況から見て、取得後においても農地の全てを効率的に利用することが認められ、支障はないと思われることから許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

五嶋推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人は数年前から親戚の方に申請地を貸していたそうですが、土地が荒れてきたため隣接する農地所有者に相談したということです。三者で協議した結果、隣接農地所有者が譲り受け耕作するということです。譲受人は柑橘を営む専業農家であり、農作業に従事する人数、農業機械の所有状況から見て、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、また、申請地は自作地に隣接しており、地域との調和要件にも支障はないと認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

五嶋推進委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請地は譲渡人の宅地に隣接する農地で、譲受人の現在の自宅がハザードマップ上危険区域となっており、後々自分の家をその宅地に建てようという考えで、農地ごと購入されるということです。その宅地は、しばらくは樹園地として使用するということで申請されています。譲受人は柑橘を営む専業農家であり、農作業に従事する人数、農業機械の所有状況から見て、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、許可は

可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員 **申請番号 4 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は母親が高齢による親子間の贈与です。農業をされており何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員 **申請番号 5 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。機械器具等の問題もなく、購入された後も問題なく耕作されると思います。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、**申請番号 6 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。本案件も機械器具等問題はありません。申請者は大規模な養鶏農家でありまして、飼料を作られるということです。問題なく耕作されると思います。ご審議よろしく申し上げます。

田中推進委員 **申請番号 7 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間の贈与です。母親の高齢化に伴う名義変更ということで、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

本郷委員 **申請番号 8 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。譲受人は現在〇〇市にお住まいですが、今回購入される農地及び譲渡人が以前住んでおられた家が、熊本地震後に解体され更地になっておりました。それで、その宅地を含めて購入し秋ごろ自宅が完成予定で、こちらに移り住みたいということを話されていまして。農地につきましては、譲受人の義理の父親が近所に住んでおられまして、義父の協力を得ながら今後、農業を経営していきたいと話されておりました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

城塚委員 **申請番号 9 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人はいとこでありまして、申請理由は贈与となっております。譲受人が数十年来耕作されておりまして、何ら問題はないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 9 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がりましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。合わせて推進委員の質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 36 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 36 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 37 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 37 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 7 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、 不知火 2 村嶋委員より
申請番号 2 番は、 8 番 山田委員より
それぞれ説明を求めます。

村嶋推進委員 申請番号 1 番について説明します。転用理由は駐車場です。場所は〇〇小学校より西へ 100m の所にあります。数年前より駐車場になっておりましたので、始末書添付となっております。排水同意、隣接同意もありますので何ら問題はないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は貸店舗です。場所は〇〇の裏です。〇〇はコロナ禍で利用が多くなっておりまして、国道〇〇が渋滞するということで施設を拡大するための申請となっております。排水同意、隣接同意も取られており何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 2 番は、都市計画法に規定する用途地域に定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議長

申請番号 1 番から 2 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議長

意見も無いようですので、議案第 37 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議長

全員挙手です。よって、議案第 37 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議長

日程第 5、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 38 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 7 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議長

申請番号 1 番は、 不知火 2 村嶋委員より
申請番号 2 番は、 6 番 本郷委員より

申請番号 3 番及び 4 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 5 番及び 6 番は、	松橋 3	河野委員に代わりまして
	6 番	本郷委員より
申請番号 7 番は、	11 番	吉田委員に代わりまして
	10 番	坂本委員より
申請番号 8 番は、	小川 5	野田委員より

それぞれ説明を求めます。

村嶋推進委員 申請番号 1 番について説明します。転用理由は建売住宅です。場所は〇〇小学校より南に 600m ぐらい行った所の〇〇地区です。この案件は隣接同意が 1 カ所取れておらず前回保留になった案件で、転用後の日照が収穫に及ぼす影響を判断する情報がなかったため保留になった案件でした。隣接地ハウスの所有者は、建売住宅が 2 軒並んだら、かなりの日照不足になり収穫がだいぶ減るということでした。手前にある住宅は、過去に小屋が建っていたため仕方なく承諾されたとのことですが、建売住宅の土地も以前より 1m 高くなっているので、かなりの日照が得られないということでした。ご審議よろしくをお願いします。

本郷委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由はモデルハウスです。場所は〇〇保育園の東側に 200m ぐらい行った所で、以前も 3 軒ほど申請が上がった所で今回 4 軒目の申請となっています。隣接同意はありません。排水同意は得られておりますので何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

山田委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は宅地分譲です。場所は、〇〇の〇〇から西に 100m ぐらい入った住宅地の中にあります。一部に砂利が敷き詰めてあり、始末書添付となっております。排水同意、隣接同意は取られておりますので何ら問題はないと思います。

続きまして、申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場となっておりますが、資料を見てもらうとわかりますように、道に沿った細長い狭い面積の土地でありまして、以前から草が繁茂して危ないということで、いろいろ指摘がされていた所です。縦列で駐車場を作るということで申請が上がっています。将来的には、奥に広げて貸し駐車場にするということでした。排水同意、隣接同意取られておりますので何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

本郷委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場です。場所は、〇〇のすぐ北側です。隣の〇〇の駐車場として利用されるということでした。隣接、排水同意も取られており何ら問題はないと思います。

続きまして、申請番号 6 番につきまして説明します。転用理由は建売住宅です。場所につきましては、〇〇の〇〇神社より南へ 500m ぐらい行った所で、周りの土地より少し低くなっています、こちらに全部で 19 戸ほどの住宅を今後建設されるということでした。隣接、排水同意は取られており何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

坂本委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、通路と駐車場です。譲受人の駐車場に隣接する土地です。何ら問題はないかと思ひます。ご審議よろしくをお願いします。

野田推進委員 申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、個人住宅です。場所は国道から〇〇の方に 100m ほど入り、〇〇と〇〇の間を南へ 250m ぐらい行った所のアパート宅地に囲まれた一角でございます。砂利が敷かれており始末書添付となっています。排水同意も取れており何ら問題ないかと思ひます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思ひれます。

続きまして、申請番号 2 番及び 6 番、7 番、8 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので転用は可能であると思ひれます。

申請番号 3 番及び 4 番は、都市計画法に規定する用途地域に定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思ひれます。

申請番号 5 番につきましては、幅 4m 以上の道路に上下水道が埋設され、概ね 500m 以内に小学校と病院があることから、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思ひれます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 8 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

坂下委員 はい。

議 長 はい。坂下委員。

坂下委員 先ほどの村嶋委員から説明があった申請番号 1 番の報告ですが、今回、日照の影響を指す図面が提出され、それをもとに〇〇地区現地検討会で検討した結果、転用後に農地に日照の影響が出ると見込まれ、その点から農地所有者の減収につながる恐れがあるため、現地検討会では承認はむずかしいのではないかと判断しているところです。そのため他の案件と採決は分けていただければと思います。

また、事務局に質問ですが、前回の総会後に申請者から追加で聞いている情報はありますか。

議 長 事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局よりお答えします。先日の総会後に申請者へ、影の長さが一番長くなる冬至の日の時間ごとの影の動きと、隣接農地の影響が分かる書類の提出を求めましたところ、書類を提出いただいております。その際、追加されました図面を隣接農地所有者に説明されたかを確認しましたところ、「隣接者には説明はしておらず、現段階でも説明する予定はない」との回答をいただいております。日照権につきましては、図面のとおり、冬至の 9 時から 15 時まで影の影響があるかと思います。そのため、隣接農地への影響はあると思われます。

なお、前回ご説明しましたとおり、農地転用の許可基準の一般基準におきまして、立地基準に適合する場合であっても、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合は許可することができない」とあります。これは、農地法及び農地法の運用通知においての許可できないものの一つとして、「周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」と具体的に記載がされております。そのため、このことを踏まえまして委員の皆様には慎重にご審議をお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 何か他にご意見はありませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 はい。野田委員。

野田推進委員 この参考資料を見ると家が建っています。以前にこの家が建ったということは、隣接農地所有者の方もこの家に対して同意したということではないですか。

議 長 村嶋委員お願いします。

村嶋推進委員 その家に対しなぜ同意したかと言うと、そこには過去に小屋が建っていたので仕方なく隣接農地所有者は同意したということです。

議 長 野田委員、よろしいですか。

野田推進委員 はい、わかりました。

澤村委員 はい。

議 長 澤村委員お願いします。

澤村委員 申請番号 6 番ですが、ここも〇〇さんが申請ということで、前回の総会でもご報告したのですが、〇〇町の案件がまだ整備されていないというか、事務局からも何度も連絡確認していただいたにもかかわらず、水稻を作るということでしたけれども、そこがきちんと作付けされておらず採石が入ったままです。改善してくださいということを数回お伝えしてあるのですが、そのままになっています。そういう場合、このように次から次に申請されるのを許可していいものかということをちょっと検討していただきたいと思います。

議 長 事務局からお願いします。

事務局 澤村委員からお尋ねがあった〇〇町の案件ですが、先月、澤村委員からご質問をいただきましたので現地を見に行きました。実際、水稻を植えるということで申請が出ておりましたが、水稻の作付けは行われていませんでしたので、農地所有者に適切に作付けされるよう通知を出しました。そうしたところ数日後に所有者の方から電話がありまして、水稻を植えることは水の関係で無理であるので、今、別のものを作付けすることを考えている。少し時間をいただきたいということで回答をいただいている状況です。ですので、農業委員会事務局といたしましては、今後、きちんと農地として使われるように、また、現地の確認に行きまして、作付けがされないようであれば引き続き指導を行っていきたいと考えております。

また、〇〇町の案件の譲受人は〇〇さんで、申請番号 6 番の譲受人は△△さんで、別の方になります。以上です。

議 長 澤村委員、よろしいですか。

澤村委員 はい。

議 長 他に意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、採決に移ります。
坂下委員からの提案のとおり、申請番号 1 番については、他の案件と分けて採決を行いたいと思います。まず、議案第 38 号の申請番号 2 番から 8 番につきまして、審議いたします。承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 38 号の申請番号 2 番から 8 番につきましては、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 次に、議案第 38 号の申請番号 1 番についての採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手なしです。よって議案第 38 号の申請番号 1 番につきましては、不承認と決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 39 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 39 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 39 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。
令和4年7月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長 議案の貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。
それでは、議案の 19 ページから 20 ページまでの所有権移転の申請番号 401 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

- 事務局** 今月は、農業公社からの買い取りが 1 件です。面積は田のみで 15,970 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
- ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長** それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
- 議 長** 何か質問等はありませんか。
- (意見なし)
- 議 長** 意見もないようですので、議案第 39 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- 議 長** 全員挙手です。よって議案第 39 号は、原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** 日程第 7、議案第 40 号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題と致します。
- 議案第 40 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。事務局。
- 事務局** 議案第 40 号、空き家に付随した農地指定申請について
- 空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。
- 令和 4 年 7 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
- 提案理由、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取り扱い基準第 4 条第 1 項の規定により農業委員会の議決が必要である。
- 続けて詳細についてご説明いたします。
- 今回、空き家に付随した農地指定申請書が提出されましたので、本総会で承認を経て公示する必要があるため、本日、皆様にお諮りするものです。
- それでは検討事項について説明します。
- 申請番号 1 番につきましては、畑が 1 筆で面積は 184 m²です。空き家の所在地は記載のとおりです。空き家バンクの登録日は令和 4 年 6 月 20 日です。
- 総会資料 22 ページの「空き家に付随した農地の指定」のページをご覧ください。申請地は〇〇地区の現地検討会で確認されており、空き家に、隣接し、手を加えれば耕作できる状況にあり、指定は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。

（ 意見なし ）

議 長 何か質問等はありませんか。

（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 40 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 40 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 41 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 41 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 41 号、農地・非農地の判断について

宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく、非農地証明願いの提出がありましたので農業委員会の意見を求める。

令和 4 年 7 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、宇城市非農地証明事務取扱要領に基づき非農地の証明を行うため、農業委員会の判断が必要である。

続けて詳細を説明します。

農地・非農地の判断につきまして、申請者より非農地証明願いの提出がありましたので、皆様に提案するものです。

申請地の現地確認につきましては、事前に事務局と担当地区の農地利用最適化推進委員さんとで事前確認を行っております。その後、〇〇地区の現地検討会におきまして、確認時の農地の状況及び現況写真にて状況説明を行い、非農地と判断しているところでございます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 41 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 41 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、**農地形状変更届**について、事務局より報告をお願いします。

事務局 26 ページの農地形状変更届出につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告させていただきたいと思えます。以上です。

議 長 これは、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年 7 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 3 時 03 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。